

居宅療養管理指導 重要事項説明書

2024年6月改定

指定事業所名	医療法人社団 西田歯科医院	指定事業所番号	2835103819
事業所所在地	〒650-0046 神戸市中央区港島中町3-2-6	電話番号	0120-84-2410

運営方針

要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が訪問して、病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導、助言等を行います。

指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容

- 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
- 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
- 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
- その他、療養生活向上のための指導・助言等。

従事者	歯科医師	西田 進	診療日及び 診療時間	月曜日から土曜日 9:00～18:00 ※日曜日・祝日・GW・夏季・年末年始を除く
	歯科衛生士	川島 望		

利用料・種類

(1) 歯科医師が居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、歯科訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1か月に2回を上限とし以下の利用料を徴収させていただきます。

- 単一建物居住者1人の場合（1回につき）利用者負担1割：517円/利用者負担2割：1034円
- 単一建物居住者が2～9人の場合（1回につき）利用者負担1割：487円/利用者負担2割：974円
- 単一建物居住者が10人以上の場合（1回につき）利用者負担1割：441円/利用者負担2割：882円

なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助される場合もあります。

(2) 歯科衛生士が実地指導を行った場合は「歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導費」として、1か月に4回（がん末期の利用者については1か月に6回）を限度として以下の利用料を徴収させていただきます。

- 単一建物居住者1人の場合（1回につき）利用者負担1割：362円/利用者負担2割：724円
- 単一建物居住者が2～9人の場合（1回につき）利用者負担1割：326円/利用者負担2割：652円
- 単一建物居住者が10人以上の場合（1回につき）利用者負担1割：295円/利用者負担2割：590円

なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助される場合もあります。

苦情処理

介護サービスにかかわるご質問やご要望、苦情等ございましたら、以下担当者までお申し出下さい。苦情内容によっては以下の公的機関連絡先をご紹介します等対応させていただきます。

医療法人社団 西田歯科医院

電話番号	0120-84-2410	担当者名	西田 好輝	対応日時	月曜日から土曜日 9:00～18:00 ※日曜・祝日・GW・夏季・年末年始除く
------	--------------	------	-------	------	--

神戸市保健福祉局 高齢福祉部 介護保険課 管理係	078-322-6228	※受付時間は直接 お問い合わせください
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	078-332-5617	

守秘義務

歯科医師及び歯科衛生士には利用者の守秘義務があり、個人情報とは外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

その他運営に関する重要事項

- 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。